

新型コロナウイルスや 原油価格高騰等に対する

支援策一覧

この記事の情報は2022年11月15日現在のものです。

個人向けの支援策

各支援策の詳細は、市HP(右記二次元コード)をご覧ください。



制度名	制度の概要	申請方法・問い合わせ先
住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方に支給します。 支給額 単身世帯=5万3700円以内、2人世帯=6万4000円以内、3~5人世帯=6万9800円以内(原則3か月、最長9か月支給/貸主等に直接払い)	必ず事前に電話のうえ、申請書(市HPでダウンロード)を郵送で生活援護課へ。 問 生活援護課☎724・4013
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	社会福祉協議会が実施している総合支援資金等の特例貸付を終了した世帯、または特例貸付の再貸付が不承認となった世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に支給します。 支給額 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上世帯=10万円を3か月支給	申請書(市HPでダウンロード、希望者に郵送も可)を12月31日までに郵送(消印有効)で生活援護課へ。 問 町田市自立支援金コールセンター☎03・6628・7266
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	町田市国民健康保険に加入している被用者(会社に勤めており、給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった方に支給します。 適用期間 2020年1月1日~2022年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6か月まで) 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日(3日目までは対象外) 支給額 直近の連続した3か月間の給与収入合計額を同3か月間の就労日数で割った金額×3分の2×支給対象となる日数	必ず事前に電話のうえ、申請書(市HPでダウンロード、希望者に郵送も可)を郵送で保険年金課へ。 問 保険年金課☎724・2130 ※75歳以上の後期高齢者医療制度加入の被用者の受け付け及び支給について=東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570・086・519、(PHS・IP電話☎03・3222・4496)
2022年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	次のいずれかに該当する方を対象に、児童1人当たり5万円を支給します。 ①2022年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等を受給していることにより、2022年4月分の児童扶養手当を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る) ③2004年4月2日以降に生まれた(一定の障がいがある場合は20歳の誕生日の前月までの)児童を監護養育しているひとり親世帯等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	①=申請不要(給付を希望しない方は、届出が必要) ②③=申請書(まちだ子育てサイトでダウンロード)を郵送で子ども総務課へ。 問 子ども総務課☎724・2143
2022年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)	所得要件のいずれかに該当し、かつ養育要件のいずれかに該当する方を対象に、児童1人当たり5万円を支給します。 【所得要件】 ①2022年度の住民税均等割が非課税の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2022年1月以降の家計が急変し、収入が2022年度の住民税均等割が非課税の方と同じ水準となっている方 【養育要件】 ①2022年4月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の支給を受けている方 ②2022年5月分~2023年3月分の児童手当または特別児童扶養手当(支給停止含む)の支給資格または額改定の認定を受けた方 ③2004年4月2日~2007年4月1日の間に生まれた児童のみを監護養育している方	所得要件①と養育要件①②に該当する方は、申請不要(給付金を希望しない方または公務員の方は届出等が必要)。 上記以外の方は、申請書(まちだ子育てサイトでダウンロード)を郵送で子ども総務課へ。 問 子ども総務課☎724・2139

事業者向けの支援策

各支援策の詳細は、各支援策右側の二次元コードをご覧ください。

制度名	制度の概要	申請期限・問い合わせ先
町田市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金事業	10月1日時点で、市内で障害者総合支援法または児童福祉法に基づくサービス提供を行う障害福祉サービス事業所等に支援金を交付します。	申請期限 11月30日まで(必着) 問 障がい福祉課物価高騰対策支援事業担当☎724・2147
町田市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金事業	10月1日時点で、市内で介護保険法の指定を受けてサービス提供を行う介護サービス事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホームに支援金を交付します。	申請期限 11月30日まで(必着) 問 介護保険課物価高騰対策支援事業担当☎724・4366
中小企業融資制度「緊急資金」	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者に対し、売上高減少等の要件を満たす場合に、融資利子の一部を補助します。	問 産業政策課☎724・2129
小規模事業者経営改善資金「マル経融資」利子助成制度	要件を満たす市内小規模事業者に対して、マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の利子を全額助成します。	問 産業政策課☎724・2129
町田市原油価格等高騰対策事業者給付金(産業政策課)	要件を満たす市内中小企業者の直近1年間に事業用で支払った水道光熱費・燃料費に対して給付します。	申請期限 12月16日まで(消印有効) 問 同給付金事務局コールセンター☎732・5850(受付時間=月~金曜日、午前9時~午後5時)
町田市物価高騰対策農業者給付金(農業振興課)	市内に住所を有し、農業経営を行う個人または法人のうち、要件を満たす場合に肥料費、飼料費、諸材料費及び動力光熱費の一定割合を給付します。	申請期限 12月23日まで 問 JA町田市経済センター☎792・6111
町田市交通事業者燃料価格高騰対策支援金	要件を満たす乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者に支援金を交付します。	申請期限 11月30日まで(消印有効) 問 交通事業推進課☎724・4261

各種減免制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方等に対して、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免制度があります。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。

